

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十四号

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第二条 軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）は、入所者に対するサービスの提供の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第二十二條第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>（入所申込者等に対する説明等）</p> <p>第五条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第十二條第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第二条 軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）は、入所者に対するサービスの提供の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第二十二條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>（入所申込者等に対する説明等）</p> <p>第五条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第十二條第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交</p>

付したものとみなす。

一・二 略

2 5 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第八条の二 条例第十五条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十五条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(施設長の責務)

第十三条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の二から第十九条の二までの規定並びに第二条、第五条から前条まで及び次条から第二十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十四条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 略

三 第二十二条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

付したものとみなす。

一・二 略

2 5 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第八条の二 条例第十五条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十五条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 略

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(施設長の責務)

第十三条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条 から第十九条 までの規定並びに第二条、第五条から前条まで及び次条から第二十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十四条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 略

三 第二十二条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

2 略

(勤務体制の確保等)

第十五条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 略

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報

2 略

(勤務体制の確保等)

第十五条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 略

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 略

通信機器を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第十八条 略

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十二条

2 | 軽費老人ホームは、条例第十九条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(電磁的記録等)

第二十三条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(条例第十九条の三第一項に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係

(揭示)

第十八条 略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十二條 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。
- 四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

2 | 軽費老人ホームは、条例第十九条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 | 略

る同条第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、条例第十九条の第三第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

1 19 略

20 経過的軽費老人ホームの生活相談員又は主任介護職員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 略

三 第二十二条第一項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

四 略

附 則

1 19 略

20 経過的軽費老人ホームの生活相談員又は主任介護職員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 略

三 第二十二条第二項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

四 略

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第十五第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第十六条第二項第三号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。